

角田市週休２日工事実施要領の一部改正に係る新旧対照表

改正後	改正前
(実施方法) 第５条 発注者は、週休２日工事の実施に当たり、入札公告及び特記仕様書に、週休２日工事の対象であること及び週休２日工事の種別が現場閉所型であることを明示するものとする。 ２～８ 省略 ９ 受注者が現場閉所型から交替制への変更を希望する場合には、発注者に協議することとし、発注者は対象期間に入る前に限り、変更を認めることができるものとする。 (積算方法) 第７条 (削除) <u>発注者は、当初発注時においては、補正係数なしで積算し、受注者は、工事着手前に「完全週休２日」又は「月単位の週休２日」のいずれかに取り組むことを協議するものとする。なお、週休２日の達成に応じた清算変更は行わない。</u> (削除) (削除)	(実施方法) 第５条 発注者は、週休２日工事の実施に当たり、入札公告及び特記仕様書に、週休２日工事の対象であること及び週休２日工事の種別が現場閉所型であることを明示するものとする。 ２～８ 省略 ９ 受注者が現場閉所型から交替制への変更を希望する場合には、発注者に協議することとし、発注者は対象期間に入る前に限り、変更を認めることができるものとする。<u>なお、現場閉所型から交替制へ変更する場合に要する経費については、設計変更の対象に含めるものとする。</u> (積算方法) 第７条 <u>発注者は、当初積算時においては、第４条第１項の規定による種別に</u> <u>応じ、別表第１－１に定めるところにより、「完全週休２日」の達成を前提</u> <u>とした補正係数を各経費に乘じるものとする。なお、第５条第９項の規定に</u> <u>より現場閉所型から交替制に種別を変更する場合は、対応する経費について</u> <u>設計を変更するものとする。</u> ２ <u>工事着手前に「完全週休２日」又は「月単位の週休２日」のいずれかに取</u> <u>り組むことを協議し、かつ、当該取組を達成した場合は、精算変更時に、達</u> <u>成した区分に応じて補正係数を確定又は変更する。また、「完全週休２日」</u> <u>及び「月単位の週休２日」のいずれの取組も未達成の場合は、精算変更時に</u> <u>補正分を減額変更するものとする。</u> ３ <u>土木工事、農林土木工事及び上下水道工事において、市場単価方式及び標</u> <u>準単価方式については、各工種に応じて別表２－１から別表２－４までに定</u> <u>める補正係数を乗じて積算する。</u> ４ <u>営繕工事において、市場単価及び物価資料の掲載価格については、各工種</u>

角田市週休２日工事実施要領の一部改正に係る新旧対照表

改正後	改正前
<u>2</u> 省略 (積算方法) 第10条 (削除) <u>発注者は、当初発注時においては、補正係数なしで積算し、受注者は、工事着手前に「完全週休２日」又は「月単位の週休２日」のいずれかに取り組むことを協議するものとする。なお、週休２日の達成に応じた清算変更は行わない。</u> (削除) (削除) <u>2</u> 省略 (削除) 附 則 <u>この要領は、令和８年１０月２０日から施行する。ただし、令和８年１０月３１日までに入札公告した工事及び上水道の管路工事については、なお従前の例による。</u>	<u>に応じて別表２－５に定める補正係数を乗じて積算する。</u> <u>5</u> 省略 (積算方法) 第10条 <u>発注者は、当初積算時においては、第４条第１項の規定による種別に応じ、別表第１－２に定めるところにより、「完全週休２日」の達成を前提とした補正係数を各経費に乘じるものとする。</u> <u>2</u> 工事着手前に「完全週休２日」又は「月単位の週休２日」のいずれかに取り組むことを協議し、かつ、当該取組を達成した場合は、精算変更時に、達成した区分に応じて補正係数を確定又は変更する。また、「完全週休２日」及び「月単位の週休２日」のいずれの取組も未達成の場合は、精算変更時に補正分を減額変更するものとする。 <u>3</u> <u>土木工事、農林土木工事及び上下水道工事における市場単価方式及び標準単価方式については、各工種に応じて別表２－１から別表２－４までに定める補正係数を乗じて積算する。</u> <u>4</u> <u>営繕工事における市場単価及び物価資料の掲載価格については、各工種に応じて別表２－５に定める補正係数を乗じて積算する。</u> <u>5</u> 省略 <u>別表１－１～２－４ 省略</u>

角田市週休２日工事実施要領の一部改正に係る新旧対照表